

令和4年度

定期監査等結果報告書

寝屋川市監査委員

目 次

第1 監査の概要	1
1 監査の対象	1
2 監査の重点項目	2
3 監査の期間	2
4 監査の方法	2
第2 監査の結果	2
第3 文書指摘があった室・課等	3
む す び	10
参 考	14

令和4年度 定期監査等

第1 監査の概要

1 監査の対象

経営企画部	市長室秘書課、企画一課、企画二課、企画三課、 企画四課、DX推進室
財務部	財政課、資産活用課
総務部	総務課、契約課、人事室
危機管理部	防災課、監察課、人権・男女共同参画課、 男女共同参画推進センター、消費生活センター
市民サービス部	
市民活動部	市民活動振興室
環境部	環境総務課、環境保全課、環境事業課、緑風園
健康部	保健総務課、保健衛生課、保健予防課、 健康づくり推進課、新型コロナウイルス感染症対策室
福祉部	福祉総務課、指導監査課、保護課、高齢介護室、 東高齢者福祉センター、太秦高齢者福祉センター、 障害福祉課、東障害福祉センター
こども部	こどもを守る課、子育て支援課、こどもセンター、 子育てリフレッシュ館、保育課
2軸化事業本部	
まちづくり推進部	まちづくり推進課、住宅政策課、交通政策課、 自転車の駅、産業振興室
都市基盤整備部	道路管理課、道路建設課、高架事業課、審査指導課、 公園みどり課、建築営繕課
会計室	
上下水道局	経営総務課、水道事業課、下水道事業室
議会事務局	
行政委員会事務局	公平委員会事務局、農業委員会事務局、 選挙管理委員会事務局

学 校 教 育 部	教育政策総務課、施設給食課、学務課、教育指導課、 総合教育研修センター、 学校園（北小学校、第六中学校、北幼稚園）
社 会 教 育 部	社会教育課、文化スポーツ室、埋蔵文化財資料館、 中央図書館、東図書館（分館）、駅前図書館（分館）、 青少年課

2 監査の重点項目

収納金事務及び委託事務を重点項目として監査を実施した。

3 監査の期間

令和4年4月28日から令和5年1月11日まで

4 監査の方法

令和3年度の財務に関する事務及びその他の事務の執行状況について、関係資料等の提出を求め、事務が条例、規則その他の関係法令に準拠し、適正かつ効率的に執行されているかなどについて監査を行った。

監査項目については、重点項目及び全室・課等の事務リスクを総合的に判断して設定を行い、監査を実施した。なお、領収書等の収納金に係る証書類及び帳簿については、実地監査を実施した。また、経営企画部、財務部、総務部、市民サービス部（税務管理担当、市民税担当、固定資産税担当、徴収・納付担当）、2軸化事業本部、まちづくり推進部、都市基盤整備部、会計室、上下水道局、議会事務局、公平委員会事務局、農業委員会事務局、選挙管理委員会事務局を説明聴取対象課として選定し、監査委員の説明聴取を実施した。

学校園については、北小学校、第六中学校及び北幼稚園に対し実地監査を実施した。

第2 監査の結果

今回の定期監査に当たっては、財務監査のうち収納金事務及び委託事務の2つを重点項目とし、関係資料等に基づき調査・聴き取りを行い監査を実施した。監査の結果を総合的にみると、事務の執行についてはおおむね適正と認められた。しかし、以下に記述する指摘事項があった室・課等については

一部事務処理に適正を欠くものや、改善を要する事項があり、文書による指摘は39件であった。

なお、軽微な記載漏れや記載誤り等については口頭で指導した(199件)。

第3 文書指摘があった室・課等

部局	室・課等	指摘事項数	指摘内容
経営企画部	市長室秘書課	1	その他
	企画四課	2	委託事務
財務部	財政課	1	その他
総務部	総務課	1	その他
市民サービス部	(市民生活担当)	1	委託事務
	(医療助成担当)	1	収納金事務
	(税務管理担当)	1	委託事務
	(徴収・納付担当)	1	収納金事務
1		委託事務	
環境部	環境保全課	1	委託事務
福祉部	高齢介護室	3	委託事務
	障害福祉課	1	委託事務
	東障害福祉センター	1	収納金事務
子ども部	子どもを守る課	1	委託事務
	子育てリフレッシュ館	3	収納金事務
まちづくり推進部	住宅政策課	4	委託事務
	産業振興室	1	収納金事務
上下水道局	水道事業課	3	委託事務
行政委員会事務局	選挙管理委員会事務局	1	委託事務
学校教育部	教育政策総務課	4	収納金事務
	教育指導課	1	収納金事務
		2	委託事務
社会教育部	文化スポーツ室	1	収納金事務
	中央図書館	2	委託事務
合計		39	

※機構順

◇指摘事項

定期監査（財務監査）

1 収納金事務について

- (1) 出納員が収納した日の翌営業日までに指定金融機関等に払い込まれていなかった。

室・課等	件名
文化スポーツ室	文化財分布図販売に係る雑入

- (2) 領収書を納入義務者に交付していなかった。

室・課等	件名
東障害福祉センター	身体障害児等診療収入

- (3) 領収書について、概要欄に記載があるものの首標金額の記載がなかった。

室・課等	件名
子育てリフレッシュ館	一時預かり事業使用料

- (4) 領収書について、首標金額が誤っていた。

室・課等	件名
子育てリフレッシュ館	一時預かり事業使用料

- (5) 領収書について、首標金額が訂正されていた。

室・課等	件名
市民サービス部 (徴収・納付担当)	後期高齢者医療保険料
子育てリフレッシュ館	一時預かり事業使用料
産業振興室	産業振興センター会議室使用料

- (6) 専決権者による決裁が行われていなかった。

ア 請求に係る3回の起案文書について、専決権者である副市長によって決裁されなければならないところ、市民サービス部長又は市民サービス部課長による決裁で施行されていた。

室・課等	件名
市民サービス部 (医療助成担当)	障害者医療費補助金（府補助金）

イ 変更の交付申請に係る起案文書について、専決権者である副市長によって決裁されなければならないところ、学校教育部長による決裁で施行されていた。

室・課等	件名
教育政策総務課	就学奨励費補助金（国庫補助金）
教育政策総務課	特別支援教育就学奨励費補助金（国庫補助金）

ウ 実績報告及び請求に係る起案文書について、専決権者である副市長によって決裁されなければならないところ、学校教育部長による決裁で施行されていた。

室・課等	件名
教育政策総務課	就学奨励費補助金（国庫補助金）
教育政策総務課	特別支援教育就学奨励費補助金（国庫補助金）

(7) 調定について、確定通知に基づき変更調定すべきところ、実績報告の決裁日で変更調定がなされていた。

室・課等	件名
教育指導課	教育支援体制整備事業費補助金（府補助金）

2 委託事務について

(1) 起案文書について、専決権者による決裁が行われていなかった。

ア 専決権者であるまちづくり推進部長によって決裁されなければならないところ、住宅政策課長による決裁で施行されていた。

室・課等	件名
住宅政策課	萱島東地区調査測量業務委託（その1）の変更契約

イ 市長によって決裁されなければならないところ、副市長による決裁で施行されていた。

室・課等	件名
教育指導課	寝屋川市立小・中学校等外国人英語講師（NET）派遣業務委託

- (2) 起案文書について、記載金額が 50 万円以上の場合は財政課長の合議が必要であるが、合議を経ずに施行されていた。

室・課等	件名
企画四課	ふるさと納税に係る記念品関連事務一括代行業務委託及びワンストップ特例申請対応の書面発行等にかかる業務委託
企画四課	ふるさと納税支援業務委託
市民サービス部 (徴収・納付担当)	後期高齢者システム運用支援業務委託
住宅政策課	萱島東地区調査測量業務委託（その 1）の変更契約

- (3) 起案文書について、記載金額が 50 万円以上の場合は契約課長の合議が必要であるが、合議を経ずに施行されていた。

室・課等	件名
高齢介護室	敬老記念品配送事業委託
住宅政策課	萱島東地区調査測量業務委託（その 1）の変更契約

- (4) 起案文書について、電子計算処理組織に関連するもので新規、更改又は変更に関する場合は情報化推進課長（現 D X 推進室課長）の合議が必要であるが、合議を経ずに施行されていた。

室・課等	件名
中央図書館	（仮称）新中央図書館開館に伴う地域公共ネットワーク関連機器等導入業務委託
中央図書館	（仮称）新中央図書館開館に伴う地域公共ネットワーク関連機器等導入業務委託の変更契約

- (5) 契約方法について、随意契約によることができるのは、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項各号に定める場合に該当するときに限定されているが、該当しないにもかかわらず随意契約により契約が締結されていた。

室・課等	件名
高齢介護室	敬老記念品配送事業委託

- (6) 契約の締結において、契約を締結する者から契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならないところ、免除とされていた。

室・課等	件名
高齢介護室	敬老記念品配送事業委託

- (7) 当初の契約の締結において、契約の相手方が保険会社との間に寝屋川市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したことから契約保証金を免除としていたが、変更契約の締結において、契約金額を増額しているにもかかわらず、履行保証保険を確認することなく契約保証金を免除していた。

室・課等	件名
住宅政策課	萱島東地区調査測量業務委託（その1）の変更契約

- (8) 個人情報取扱事務を含む委託内容にもかかわらず、契約書に個人情報の保護に関する事項が記載されていなかった。

室・課等	件名
環境保全課	令和3年度公害等パトロール業務委託

- (9) 個人情報取扱特記事項について、起案文書には添付されていたが、製本の際に契約書と一体のものとされていなかった。

室・課等	件名
選挙管理委員会事務局	第49回衆議院議員総選挙・最高裁判所裁判官国民審査管理執行に関する派遣業務委託

- (10) 契約の相手方に寝屋川市暴力団排除条例第8条第2項の規定による暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の「誓約書」の提出を求めていなかった。

室・課等	件名
市民サービス部 (市民生活担当)	寝屋川市火葬場業務委託
子どもを守る課	特例給付一部廃止及び現況届廃止対応に伴う児童手当システム改修業務委託

- (11) 契約の相手方から書面による再委託の申請が提出されていたが、再委託を承諾することの起案を行わず、書面による承諾のないまま再委託がなされていた。

室・課等	件名
水道事業課	水道修繕等業務委託
水道事業課	漏水防止調査に伴う修理委託
水道事業課	鉛管改修業務委託

- (12) 契約の相手方から書面による再委託の申請が提出されておらず、書面による再委託の承諾が行われずに再委託がなされていた。

室・課等	件名
市民サービス部 (税務管理担当)	レジスター保守点検業務委託

- (13) 寝屋川市重度障害者等移動支援事業取扱要領において、車両型移動支援事業の利用を希望する者は、移送サービス利用登録申込書及び誓約書を市長に提出すると規定されているが、委託事業者に提出されていた。また、市長が申込内容を審査し、利用の可否を決定すると規定されているが、行われていなかった。

室・課等	件名
障害福祉課	寝屋川市重度障害者等移動支援事業委託

- (14) 支出負担行為兼支出命令書について、支出負担行為の額が100万円以上の場合は財政課長の合議が必要であるが、合議を経ずに施行されていた。

室・課等	件名
教育指導課	寝屋川市立小・中学校等外国人英語講師（NET）派遣業務委託

3 その他

- (1) 起案文書について、記載金額が50万円以上の場合は財政課長の合議が必要であるが、合議を経ずに施行されていた。

室・課等	件名
市長室秘書課	全国市長会分担金

- (2) 起案文書について、電子計算処理組織に関連するもので新規、更改又は変更に関する場合は情報化推進課長（現DX推進室課長）の合議が必要であるが、合議を経ずに施行されていた。

室・課等	件名
総務課	議事録等作成支援システム

- (3) 金銭消費貸借について、契約に基づく繰上償還延伸協議の申請があったが、延伸理由の正当性の判断に係る事務の執行において、十分な精査がなされず同意されていた。

室・課等	件名
財政課	出資団体に対する貸付金の繰上償還の延伸同意

文書指摘として、改善を要する事項は以上である。

む す び

定期監査等の結果については、以上記述したとおりであるが、今回の指摘事項等を踏まえて留意すべき事項を以下に述べる。

1 収納金の払込みについて

出納員等は、その収納権限に係る収納金を領収したときは、納付書によりその領収した日の翌日までに、指定金融機関等に払い込まなければならない。

なお、近隣に指定金融機関等がない施設において、収納金が少額である場合にあっては、1週間以内の期間を定めて、まとめて払い込むことができる。ただし、収納金の合計が1万円を超える場合は、超えた日の翌日までに払い込まなければならない。

(寝屋川市金銭会計規則第25条)

2 領収書の交付について

出納員等は、その収納権限に係る収納金を領収したときは、領収書を納入義務者に交付しなければならない。ただし、領収書に代わるべきものを交付する場合又は領収書を交付し難いものについては、この限りでない。

(寝屋川市金銭会計規則第24条第1項)

3 首標金額について

領収書を含む証書類及び帳簿の首標金額については、訂正が認められていないため、誤った場合は作成し直す必要がある。領収書の首標金額が記載されていないものや、誤った金額が記載されているものがあり、適正に領収書を発行すること。

4 歳入の調定について

調定とは、歳入に係る権利が発生した場合に発生した権利内容を明確にし、具体的に所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を決定する行政内部の意思決定行為であり、歳入を収納しようとするときは、法令にのっとり

当該歳入について調定を行わなければならない。

(地方自治法第 231 条、地方自治法施行令第 154 条、寝屋川市金銭会計規則第 13 条・第 15 条・第 30 条)

5 契約事務について

(1) 地方公共団体が行う契約事務の執行は、公正かつ機会均等の理念に最も適合し、かつ経済性を確保する観点から一般競争入札を原則とし、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法によることができる場合は、その特例として政令で定める場合に限られるものである。やむを得ず一般競争入札以外の契約方法を選択する場合は、該当する法令及び条項並びに当該条項に該当する合理的な理由を明確にすること。

(地方自治法第 234 条第 1 項・第 2 項、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項、寝屋川市契約規則第 26 条第 1 項)

(2) 契約の締結に当たっては、寝屋川市契約規則第 31 条各号に掲げる場合を除き、契約を締結する者から契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の 100 分の 10 以上の契約保証金を納めさせなければならない。

(寝屋川市契約規則第 31 条)

6 個人情報を含む委託事務について

個人情報の取扱いを伴う契約については、個人情報を適切に取り扱うことについて、契約書に記載しなければならない。

また、個人情報取扱特記事項は、個人情報の取扱いについて具体的内容や諸条件などを詳細に定めるものであり、契約書の一部をなすものである。適正な契約履行を確保するため、契約書、仕様書及び個人情報取扱特記事項は袋とじ等により一体的に製本すること。

なお、契約が完了、終了した場合は、個人情報が記録された資料等の返還や廃棄を行ったことについて、原則として書面で報告を受けること。

(寝屋川市個人情報保護条例施行規則第 8 条第 2 項)

7 暴力団の排除に関する措置について

寝屋川市暴力団排除条例の基本理念に基づき、入札や契約などから暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を排除していることから、契約締結等においては、寝屋川市暴力団排除条例に基づき措置を講じなければならない。

(寝屋川市暴力団排除条例第8条第1項・第2項)

8 再委託について

地方公共団体の契約は、契約の相手方として特定の者を公正に選定した上で、契約の履行確保を図るものであり、再委託により、その相手方以外の者に契約を履行させることは原則として認めるべきものではない。

再委託は、あくまで例外として事務の遂行上妥当であると判断した場合に限られるものであることを認識し、その承諾に当たっては、再委託が必要な理由や行う業務の内容について十分に審査を行った上で、書面により承諾を行うこと。

9 要綱及び要領等に基づく事業の実施について

事業の実施に当たっては、要綱及び要領等に基づき、適正に事務を執行すること。

10 申請に対する同意について

契約書の規定に基づく申請により協議を行い同意する場合は、適正な契約履行を確保する観点から、協議に係る関係資料の提出を求めるなど、その正当性を慎重に確認した上で、同意すること。

11 決裁について

決裁とは、市長（上下水道局においては上下水道事業管理者、教育委員会においては教育長）の権限に属する事務の執行に関し、最終的に意思決定を行うことをいい、専決とは、常時、市長（上下水道局においては上下水道事業管理者、教育委員会においては教育長）に代わって決裁することをいう。専決は実

質的に市長（上下水道局においては上下水道事業管理者、教育委員会においては教育長）の権限を再配分するものであり、慎重な配慮を考慮する必要がある。

したがって、専決事項については、寝屋川市事務決裁規程（上下水道局においては寝屋川市上下水道局事務決裁規程、教育委員会においては寝屋川市教育委員会事務決裁規程）に定められた専決権者によって決裁されなければならない。

12 合議について

合議とは、起案内容が他の部、室及び課等の所掌事務に関連する場合に、当該部、室及び課等の長の了解・同意を求めることであり、意思決定を行う過程で必要な手続である。寝屋川市事務決裁規程等に基づき、適正に合議を受けなければならない。

また、合議を行うに当たっては、その意義を十分に認識して行うこと。

（寝屋川市事務決裁規程第4条、寝屋川市事務決裁規程の運用について（依命通達）

4・6）

今後においても、事務事業の執行に当たっては、地方自治法の精神にのっとり、法令に基づき的確・適正に行うとともに、より効率的に諸施策の推進・展開が図られることを期待する。また、口頭で指導した事項についても、文書指摘事項と同様、監査指摘事項として十分に認識し、適正な事務の執行に努められたい。

なお、指摘事項については、当該部局に対するものであるが、他の部局においても自らの事例として受け止め、全庁的にこの趣旨が徹底されることを求める。

参 考

○地方自治法（昭和22年法律第67号）抜粋

（歳入の収入の方法）

第231条 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、政令の定めるところにより、これを調定し、納入義務者に対して納入の通知をしなければならない。

（契約の締結）

第234条 売買、貸借、請負その他の契約は、一般競争入札、指名競争入札、随意契約又はせり売りの方法により締結するものとする。

2 前項の指名競争入札、随意契約又はせり売りは、政令で定める場合に該当するときに限り、これによることができる。

3～6（略）

○地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）抜粋

（歳入の調定及び納入の通知）

第154条 地方自治法第231条の規定による歳入の調定は、当該歳入について、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納入義務者等を誤っていないかどうかその他法令又は契約に違反する事実がないかどうかを調査してこれをしなければならない。

2 普通地方公共団体の歳入を収入するときは、地方交付税、地方譲与税、補助金、地方債、滞納処分費その他その性質上納入の通知を必要としない歳入を除き、納入の通知をしなければならない。

3 前項の規定による納入の通知は、所属年度、歳入科目、納入すべき金額、納期限、納入場所及び納入の請求の事由を記載した納入通知書でこれをしなければならない。ただし、その性質上納入通知書によりがたい歳入については、口頭、掲示その他の方法によつてこれを行うことができる。

（随意契約）

第167条の2 地方自治法第234条第2項の規定により随意契約によることができる場合は、次に掲げる場合とする。

一 売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格（貸借の契約にあつては、予定貸借料の年額又は総額）が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ同表

下欄に定める額の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないものをするとき。

二 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。

三 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第11項に規定する障害者支援施設（以下この号において「障害者支援施設」という。）、同条第27項に規定する地域活動支援センター（以下この号において「地域活動支援センター」という。）、同条第1項に規定する障害福祉サービス事業（同条第7項に規定する生活介護、同条第13項に規定する就労移行支援又は同条第14項に規定する就労継続支援を行う事業に限る。以下この号において「障害福祉サービス事業」という。）を行う施設若しくは小規模作業所（障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条第1号に規定する障害者の地域社会における作業活動の場として同法第18条第3項の規定により必要な費用の助成を受けている施設をいう。以下この号において同じ。）若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者若しくは生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）第16条第3項に規定する認定生活困窮者就労訓練事業（以下この号において「認定生活困窮者就労訓練事業」という。）を行う施設でその施設に使用される者が主として同法第3条第1項に規定する生活困窮者（以下この号において「生活困窮者」という。）であるもの（当該施設において製作された物品を買い入れることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）（以下この号において「障害者支援施設等」という。）において製作された物品を当該障害者支援施設等から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れる契約、障害者支援施設、地域活動支援センター、障害福祉サービス事業を行う施設、小規模作業所、高齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和46年法律第68号）第37条第1項に規定するシルバー人材センター連合若しくは同条第2項に規定するシルバー人材センター若しくはこれらに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共

団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により役務の提供を受ける契約、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第6項に規定する母子・父子福祉団体若しくはこれに準ずる者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者（以下この号において「母子・父子福祉団体等」という。）が行う事業でその事業に使用される者が主として同項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの及び同条第4項に規定する寡婦であるものに係る役務の提供を当該母子・父子福祉団体等から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約又は認定生活困窮者就労訓練事業を行う施設（当該施設から役務の提供を受けることが生活困窮者の自立の促進に資することにつき総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けたものに限る。）が行う事業でその事業に使用される者が主として生活困窮者であるものに係る役務の提供を当該施設から普通地方公共団体の規則で定める手続により受ける契約をするとき。

四 新商品の生産により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者が新商品として生産する物品を当該認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により買い入れ若しくは借り入れる契約又は新役務の提供により新たな事業分野の開拓を図る者として総務省令で定めるところにより普通地方公共団体の長の認定を受けた者から普通地方公共団体の規則で定める手続により新役務の提供を受ける契約をするとき。

五 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。

六 競争入札に付することが不利と認められるとき。

七 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

八 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき。

九 落札者が契約を締結しないとき。

2～4（略）

○寝屋川市暴力団排除条例（平成25年寝屋川市条例第20号）抜粋

（公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置）

第8条 市長及び上下水道事業管理者（以下「市長等」という。）は、前条の趣旨を踏まえ、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）を与えないこと。
- (2) 入札参加資格を有する者（以下「入札参加有資格者」という。）が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該入札参加有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。
- (3) 入札参加有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。
- (4) 入札参加資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
- (5) 公共工事等及び売払い等に係る入札において、落札者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該落札者と契約を締結しないこと。
- (6) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を公共工事等及び売払い等に係る随意契約の相手方としないこと。
- (7) 公共工事等及び売払い等の契約の締結後に契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等又は売払い等に係る契約を解除すること。
- (8) 公共工事等の契約の締結後に、契約相手方の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合は、当該契約相手方に対し、当該下請負人等との契約の解除を求め、当該契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否した場合には、当該契約相手方との公共工事等の契約を解除すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 市長等は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めるものとする。

3（略）

○寝屋川市契約規則（昭和50年寝屋川市規則第32号）抜粋

（随意契約）

第26条 施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、次の表の左欄に掲げる契約の種類に応じ、同表右欄に定める金額とする。

契約の種類	金額
(1) 工事又は製造の請負	130万円
(2) 財産の買入れ	80万円
(3) 物件の借入れ	40万円
(4) 財産の売払い	30万円
(5) 物件の貸付け	30万円
(6) 前各号に掲げるもの以外のもの	50万円

2（略）

（契約保証金）

第31条 市長は、契約を締結する者をして契約金額（単価による契約にあつては、契約金額に予定数量を乗じて得た額とする。）の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、その全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に寝屋川市を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 施行令第167条の5第1項及び第167条の11第2項に規定する資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2か年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これ

らをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

- (4) 物件を売り払う契約を締結する場合において、売払代金が即納されるとき
- (5) 随意契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。

○寝屋川市個人情報保護条例施行規則（平成9年寝屋川市規則第45号）抜粋

（委託に伴う措置の内容）

第8条（略）

2 実施機関は、個人情報取扱事務を委託する相手方を決定し、契約書を作成しようとするときは、寝屋川市契約規則等に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 個人情報を保護する制度の整備に関すること。
- (2) 実施機関が認めたもの以外のものへの再委託（委託しようとする事務が特定個人情報を取り扱うものであるときは、再委託のほか、当該再委託を受けた者から更に委託を受けた場合等当該特定個人情報を取り扱うすべての委託を含む。）の禁止
- (3) 委託の目的以外に個人情報を利用しようとすることの絶対的禁止
- (4) 個人情報を記録した物を複写し、又は複製するときは、委託の目的のために必要最小限の範囲とすること。
- (5) 実施機関が必要と認めるときは、委託の相手方に対して実地の調査を行うことができること（委託しようとする事務が特定個人情報を取り扱うものであるときに限る。）。

○寝屋川市金銭会計規則（平成19年寝屋川市規則第39号）抜粋

（歳入の調定）

第13条 歳入を収入しようとするときは、調定書により調定しなければならない。

（調定の通知）

第15条 歳入の調定をしたときは、歳入整理簿を整理するとともに、調定書により速やかに会計管理者に調定の通知をしなければならない。

(出納員等の収納)

第24条 出納員等は、その収納権限に係る収納金（以下この条から第27条までにおいて単に「収納金」という。）を領収したときは、領収書を納入義務者に交付しなければならない。ただし、領収書に代わるべきものを交付する場合又は領収書を交付し難いものについては、この限りでない。

2・3 (略)

(出納員等の払込手続)

第25条 出納員等は、収納金を領収したときは、納付書により、その領収した日の翌日（当該日が寝屋川市の休日に関する条例（平成2年寝屋川市条例第16号）第1条第1項に規定する休日（以下第41条において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日をいう。以下同じ。）までに、指定金融機関等に払い込まなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、出納員等は、近隣に指定金融機関等がない施設において収納金を収納し、かつ、当該収納金が少額である場合にあっては、1週間以内の期間を定めて、当該収納金をまとめて払い込むことができる。ただし、当該収納金の合計が1万円を超える場合にあっては、当該超えることとなった日の翌日までに当該収入を払い込まなければならない。

3 出納員等は、前項の規定により収納金を払い込む場合にあっては、当該収納金を領収した時から指定金融機関等に払い込むまでの間、当該収納金を安全に保管するため必要な措置を講じなければならない。

(国庫補助金等の取扱い)

第30条 国又は大阪府から負担金、補助金、交付金、委託金その他の収納金の交付決定の通知があったときは、速やかに調定を行い、第15条の規定による手続を採らなければならない。

○寝屋川市事務決裁規程（昭和59年寝屋川市訓令第3号）抜粋

(合議)

第4条 前条の規定によりその事務を処理する場合において、次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める者に合議しなければならない。

(1) (略)

- (2) 電子計算処理組織に関連するもの DX推進室長及び経営企画部長
- (3) 予算若しくは将来の財政負担を伴うもの又は財政計画に関連するもの 財政課長及び財務部長
- (4)～(8) (略)
- (9) 契約の締結に関連するもの 契約課長及び総務部長
- (10)・(11) (略)

2 前項の規定にかかわらず、関連する部長への合議は、市長が決裁する場合又は副市長が専決することができる場合（次条第2項の規定により、副市長が指定した事項について理事等（理事及び管理監をいう。以下同じ。）が専決することができる場合を含む。）にのみ行うものとする。ただし、専決権者が関連する部長への合議が特に必要であると認める場合は、これらの場合以外にも合議を求めることができる。

3 (略)

別表第1（第5条、第6条、第7条、第8条、第11条関係）

共通専決事項表

専決事項			専決権者				
			副市長	部長	室長	課長	施設の長
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
一般事務事業に係るもの	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	委託料の支出		5,000万円未満	2,000万円未満	100万円未満	50万円未満	30万円未満
	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
その他	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	国庫、府支出金等の申請等		○	1,000万円未満	—	—	—
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

○寝屋川市事務決裁規程の運用について（依命通達）（平成19年4月1日総事第1号）抜粋

4 予算を伴うものの合議について

(1) 予算を執行するにつき、起案文書（第1項の規定により作成するものをいう。以下この項及び第6項において同じ。）の記載金額が500,000円以上5,000,000円未満のものについては財政課長に、5,000,000円以上のものについては財政課長及び財務部長に、それぞれ合議するものとする。ただし、工事関係（工事請負費、委託料、公有財産購入費、補償費等）の予算執行については、300,000円以上のものについて、財政課長に合議するものとする。

(2) 支出負担行為の額（支出負担行為として整理する時期における額をいう。）が1,000,000円以上10,000,000円未満のものについては財政課長に、10,000,000円以上のものについては財政課長及び財務部長（前号の規定により財務部長が、起案文書に合議をしているときは、財政課長）に、それぞれ合議するものとする。ただし、備品購入費（図書購入費を除く。）の執行については、200,000円以上のものについて、財政課長に合議するものとする。

(3)～(5) (略)

6 契約の締結に関連するものの合議について

(1) 契約を締結するにつき、契約書（請書その他これに準ずる書面を含む。以下同じ。）を作成する場合において、起案文書の記載金額が500,000円以上5,000,000円未満のものについては契約課長に、5,000,000円以上のものについては契約課長及び総務部長に合議するものとする。

(2)～(4) (略)